

岡崎市監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年9月26日

| | |
|---------|-------|
| 岡崎市監査委員 | 高橋重長 |
| 同 | 長谷川龍伸 |
| 同 | 中根武彦 |
| 同 | 井町圭孝 |

措置の通知書 (福祉部 障がい福祉課)

令和4年12月28日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第13号関係分

令和5年5月31日まで

| 監査結果 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>行政財産目的外使用料の減免手続きについて、減免を受けようとする者から申請がないにもかかわらず減免をしているものがあつたため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p> | <p>岡崎市障がい者福祉団体連合会の事務室については、行政財産目的外使用料条例第6条及び公有財産管理規則第28条第1項第4号に基づき、岡崎市障がい者団体補助金交付要綱の補助対象事業として、障がい者団体が行う、障がい者に対する支援事業の拠点事務所として使用するものであり、特に公益性が高いことから使用料免除の対象であることを再確認した上で、当該団体と協議の上、令和5年度の行政財産目的外使用許可申請書より使用料の減免について明記した。</p> |
| <p>施設の光熱水費について、事業契約書に規定された支払方法とは異なる方法で支払われていたため、適正な処理をされたい</p> | <p>友愛の家の光熱水費が事業契約書の規定と異なる方法で支払われていることについて、SPC（岡崎ウェルフェアサポート株）及び同一の契約を行っているこども発達センターが参加するこども発達センターと協議を進め、令和5年8月に契約変更を行った。</p> |